

保護者 各位

糸満市立学校給食センター
所長 金城 浩
(公印省略)

学校給食の欠食に伴う報告について（お知らせ）

平素より、給食センターの運営につきましては、格別のご理解ご協力賜り感謝申し上げます。

さて、みだしのことについて、長期欠席を行う場合、事前に学校へ連絡することにより減免対象になる場合がありますので学校への連絡をお願いします。対象の条件については下記の規程及び運用に基づいておりますのでお知らせいたします。

なお、今後、下記の内容に変更がある際は、別途通知することを申し添えます。

記

1. 糸満市立学校給食センター運営に関する規程（抜粋）

(給食日)

第4条 学校給食は、週5日制とし、年間200食を基準に授業日の昼食時に実施する。

(給食費の額)

第5条 児童生徒および関係職員の学校給食費は、小学校月額4,300円、中学校および給食センター職員等は4,800円とする。

(給食費の基準日額)

第6条 学校給食費の基準日額は、前条に定める学校給食費の額に11(11ヶ月)を乗じ、200で除した額とする。

(給食費の返還)

第7条 学校給食費は、校長の報告により次の各号の一に該当するものについて、日割で算定し返還する。

- (1) 児童生徒の死亡および転出による場合
- (2) 病気又は事故により、長期にわたり給食を受けない場合
- (3) その他、校長の申し出により所長が適当と認めた場合

2. 糸満市立学校給食センター運営に関する規定の運用について（抜粋）

(給食費の返還)

第7条(2) 病気又は事故により、長期にわたり給食を受けない場合

□ 病気や事故などで返還する場合の条件

- ・5日以上連続(休日を除く)で欠食する場合に限り返還対象となります。
- ・短期(5日以内)の欠食は返還対象となりません。
- ・インフルエンザの場合も対象となります。
- ・返還する場合は給食センターへの報告が必要です。

※報告が遅れると、すでに発注している食材は支払いが発生するため、報告後からの返還対象になりません。

- ・長期欠席を予定している場合は、給食材料発注の関係から、1週間前までに報告をお願いします。

※給食提供後の事後報告は対象となりません。(報告時点からの対象となります。)

※なお、糸満市立学校給食センター運営に関する規程、糸満市立学校給食センター運営に関する規定の運用、給食費返還対象事例については給食センターホームページに掲載します。

【問い合わせ先】 糸満市立学校給食センター
TEL 994-5800 担当者 仲間